

豊能町人権行政推進計画

2007（平成19）年12月

豊 能 町

豊能町人権行政推進計画 目次

計画の基本的な考え方	・・・ 1
(1) 総括	・・・ 1
人権に関する宣言や条例等の認知度、イベント等の認知度	・・・ 2
生活や社会の場面別の人権意識	・・・ 2
同和地区に対する忌避意識	・・・ 3
まとめ	・・・ 3
(2) 人権行政の理念と方向性	・・・ 4
取り組むべき主要課題と現状	
(1) 女性	・・・ 5
(2) 子ども	・・・ 6
(3) 高齢者	・・・ 7
(4) 障害者	・・・ 8
(5) 同和問題	・・・ 9
(6) 外国人	・・・ 10
(7) さまざまな人権課題	・・・ 11
推進計画	・・・ 13
1 . 人権意識の高揚を図る施策	・・・ 13
(1) 人権学習の推進	・・・ 13

(2) 人権教育の推進	
学校、幼稚園、保育所での取り組み	
人権教育及び人権問題を理解する教育	・・・14
人権が尊重された教育	・・・15
教職員研修	・・・17
推進システム	・・・17
学校等・家庭・地域社会の連携	・・・18
町職員等への取り組み	・・・18
(3) 交流等の環境整備	・・・19
(4) 人権リーダーの育成	・・・20
2 . 人権擁護に資する施策	・・・21
(1) 人権にかかわる相談窓口等の整備、充実	・・・21
(2) 人権救済・保護、人権侵害の予防等のネットワークの確立、充実	・・・22
3 . 推進にあたって	
(1) 庁内の推進体制	・・・23
(2) 職員の人権意識の向上	・・・23
(3) 町民・関係団体との協働関係の構築	・・・24
(4) 計画の進行管理	・・・25
資料 豊能町人権尊重のまちづくり条例	・・・26
豊能町人権行政基本方針	・・・27

計画の基本的な考え方

この人権行政推進計画は、1998（平成10）年3月に策定した「人権教育のための国連10年豊能町行動計画」の後継計画として、また、2006（平成18）年3月に策定した「豊能町人権行政基本方針」（参考）をより具体化するものです。さらに「豊能町人権教育推進計画」にも言及し、学校、幼稚園、保育所などにおける取り組み等についても盛り込んでいます。

「豊能町人権行政基本方針」につきましては、2005（平成17）年5月に、「豊能町人権尊重のまちづくり条例」（参考）に基づき設置された豊能町人権問題審議会へ「豊能町における今後の人権行政のあり方」を諮問し、その答申を基に、2006（平成18）年3月に策定しました。この基本方針の理念、方向性については、「豊能町人権尊重のまちづくり条例」の目的や施策を盛り込んでいます。

（1）総括

本町でのこの間の取り組みについては、一定の成果はあると考えるものの、今なお人権の課題は残されています。そこで本計画は、2005（平成17）年12月に実施しました「人権に関する町民意識調査」の結果を基に総括を行い、今後の取り組むべき課題解決に向けての具体的施策へつなげていきます。

なお、この「人権に関する町民意識調査」は、豊能町人権尊重のまちづくり条例第6条に基づき、2005（平成17）年12月から2006（平成18）年1月にかけて実施しました。対象は豊能町在住の満20歳以上の男女1,000名で（無作為抽出）、回収率は48.9%（489名）でした。

調査の目的は、豊能町民の人権問題及び同和問題などに関する意識や態度の現状、傾向を把握し、人権行政推進計画及び同和行政推進計画の策定など今後の施策推進の基礎資料とすることを目的として実施しました。

人権に関する宣言や条例等の認知度（表１）、イベント等の認知度（表２）

「町の人権に関する宣言や条例及び、国の人権に関する法律」の認知度（「どんな内容か知っている」あるいは「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」）については、いずれもほぼ過半数から８０％以上までの結果が得られています。また、「町の人権に関する施設、イベント」の認知度（「実際行った（参加した）ことがある」あるいは「行った（参加した）ことはないが、名称は聞いたことがある」）についても、過半数の回答を得ています。

（表１）人権に関する宣言や条例等の認知状況

	どんな内容か知っている	内容は知らないが、名称は聞いたことがある	知らなかった	無回答・不明
「部落解放・人権擁護の町」宣言	14.9%	47.6%	31.3%	6.1%
豊能町人権尊重のまちづくり条例	6.7%	43.6%	46.0%	3.7%
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	8.6%	40.1%	47.4%	3.9%
個人情報保護法	63.4%	26.0%	7.2%	3.5%
同和対策審議会答申	13.3%	34.4%	48.3%	4.1%
児童虐待の防止等に関する法律	34.6%	47.6%	14.5%	3.3%
交通バリアフリー法	21.7%	41.3%	33.3%	3.7%
世界人権宣言	25.8%	57.1%	14.3%	2.9%

（表２）人権に関する施設、イベントの認知状況

	実際行った（参加した）ことがある	行った（参加した）ことはないが、名称は聞いたことがある	知らなかった	無回答・不明
町立ふれあい文化センター	7.2%	51.3%	39.3%	2.2%
ふれあいフォーラム	8.4%	50.3%	38.9%	2.5%
人権を考える集い	9.6%	43.1%	45.0%	2.2%

人権啓発に取り組む中で、法律などの制度やイベント等については、概ね過半数以上の町民に認知されています。しかし、より多くの方が参加できる事業を、また、より効果的な事業を今後さらに検討する必要があります。

生活や社会の場面別の人権意識（表３）

生活や社会のそれぞれの場面における人権課題の考え方に対する意見で、否定的な回答（「そう思う」「まあそう思う」）が１１％～３３％ありました。

(表3) 人権の考え方に対する意見

	そう思う	まあそう 思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思 わない	わか らない	無回答・ 不明
人権は自分の生活には関係ない	4.3%	10.2%	21.1%	17.8%	42.1%	2.9%	1.6%
人権は職場の中では通用しない	7.0%	13.5%	18.8%	17.8%	35.8%	5.3%	1.8%
人権は夫婦の間では関係ない	10.0%	12.9%	15.1%	11.7%	46.2%	2.0%	2.0%
人権は幼児には関係ない	10.4%	7.4%	8.2%	11.5%	59.1%	1.6%	1.8%
人権は外国人労働者には関係ない	7.4%	4.1%	11.5%	11.9%	59.7%	2.9%	2.7%
人権は結婚とは関係ない	10.4%	12.3%	16.8%	10.4%	43.6%	4.5%	2.0%
人権は職業の選択とは関係ない	20.0%	13.9%	13.9%	11.7%	34.6%	4.1%	1.8%

同和地区に対する忌避意識 (表4、表5)

住宅を選ぶ際の同和地区の忌避意識の問いで、「同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う」及び「同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う」の合計は46.8%でした。また、「あなた自身あるいはあなたの親戚や友人で、同和地区の人との結婚で、もめごとや反対などを聞いた経験」では、「ある」との回答は24.5%でした。

(表4) 住宅を選ぶ際の同和地区の忌避意識

同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う	同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う	いずれにあってもこだわらない	わからない	無回答・不明
23.5%	23.3%	22.3%	28.6%	2.2%

(表5) あなた自身あるいはあなたの親戚や友人で、同和地区の人との結婚でもめごとや反対などを聞いた経験

ある	ない	無回答・不明
24.5%	73.4%	2.1%

まとめ

これらの結果からも、人権の課題はまだまだ解決されたとは言えません。今後さらに、複雑化、多様化する社会の中で、新たな人権課題などへも対応し、解決の必要があることから、「豊能町人権行政基本方針」の具体化に向け、「人権教育のための国連10年豊能町行動計画」の後継計画として、「豊能町人権

行政推進計画」を策定し、より有機的な取り組みを図ります。

また、計画の見直しについては、国内外の動向、町民意識の把握などにより、必要に応じ実施します。

(2) 人権行政の理念と方向性

「豊能町人権行政基本方針」に示された理念は、「豊能町人権尊重のまちづくり条例」の目的である「すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」とし、また、理念のための方向性として「人権意識の高揚を図る施策」「人権擁護に資する施策」としています。

本計画においても、この理念及び方向性を柱とし、その具体化に努めます。そして、さまざまな人権課題の解決のための施策の内容については、次のとおりとします。

さらに、この計画を「人権教育推進計画」として位置付け、方向性に「人権教育の推進」を加え、一層の取り組みを図ります。

人権意識の高揚を図る施策

- ・人権学習の推進
- ・人権教育の推進
- ・交流等の環境整備
- ・人権リーダーの育成

人権擁護に資する施策

- ・人権にかかわる相談窓口等の整備、充実
- ・人権救済・保護、人権侵害の予防等のネットワークの確立、充実

取り組むべき主要課題と現状

(1) 女性

国において「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画基本法」の下でも、女性の社会進出や責任ある地位を男性と分け合うことが大変難しい現状です。働く女性の半数以上が、パート、派遣、アルバイトなど低賃金で、働く期間が限定された不安定な身分におかれています。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行により、配偶者からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス^(注1)が犯罪となる行為をも含んでおり、セクシュアル・ハラスメント^(注2)とともに、その行為が社会的に重大な人権侵害と認められるようになってきました。セクシュアル・ハラスメントは、2007(平成19)年4月に改正された「男女雇用機会均等法」では、それまで女性労働者の就業に関して配慮すべき措置として位置付けられていましたが、今回の改正では、性別に関係なく職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置とされました。しかし、このように法律の整備などによって社会的に認識が深まりを見せる状況にあっても、主に女性に対するこれらの行為については、十分排除できない状態です。

町では、2004(平成16)年1月に男女共同参画社会に向けたアンケート調査を実施し、その報告書(同年3月)を発行しました。アンケート調査から、女性は働き続けたいと考えているのに対して、男性は女性に子育て中は家庭にいて欲しいと思う傾向が高いようです。しかし、現実的には、いったん仕事を辞めて子育て後に再就職しようとしても、前述のように正社員・正職員としての雇用は非常に難しくなっています。また、男性は「男女平等」と考えていても、女性は「男性が優遇されている」と考える傾向があるように男女の意識の差、加えて男性の方が性別役割分業意識が高いことがわかりました。このアンケート調査の結果も参考にして2005(平成17)年3月に従前の計画を見直し、「豊能町男女共同参画プラン」を策定しました。

その中で新たに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を加え、男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その人の個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」をめざし、同プランなどを基に課題解決に向けた事業を推進していきます。

(注1)「ドメスティック・バイオレンス」(Domestic Violence)

夫やパートナー等、親密な関係にある者からの暴力をいう。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的暴力なども含まれる。

(注2)「セクシュアル・ハラスメント」(Sexual Harassment)

主に、性別役割分担や女性を対等なパートナーとしてみない、男性の意識などを背景にして行われる性的いやがらせのこと。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。2007(平成19)年4月に改正された「男女雇用機会均等法」では、性別に関係ないものと位置付けられている。

(2) 子ども

次世代を担う子どもは、社会の宝であり、大人が成長を支えなければなりません。しかし、我が国において、子どもを取り巻く社会状況はますます厳しいものになっています。児童虐待は「児童虐待の防止等に関する法律」の施行以来、さまざまな取り組みがなされているにもかかわらず、悲惨な現状が後を絶たない状況です。学校などにおけるいじめ、また、いじめが要因となつての自殺、不登校、引きこもり、また、児童買春やその他犯罪による被害を受ける子どもの数が増加する一方で、子どもが加害者となってしまうケ

ースなどが挙げられます。これらは、さまざまな要因が引き金となっており、子どもの人権をめぐる深刻な問題が生じています。

2005（平成17）年に人口の自然減がはじまり、急速な少子化が進展している状況にあります。豊能町の現状は、同年4月1日現在、5歳以下の子どもの人口（就学前児童数）が千人あたり30人と府内で最も低い割合となっており、子どもを産み育てていくための環境の整備と子育て支援策が今後ますます重要になっています。

町では、この現状を踏まえ、国の次世代育成支援対策推進法に基づき、子どもが元気に育ち、安心して子育てができるまちづくりを目指して、「とよの すくすく子どもプラン - 豊能町次世代育成支援行動計画 - 」を2005（平成17）年3月に策定しました。この計画では、「子どもが輝くまち とよの」を基本理念に、子どもと子育て家庭への支援を地域全体で推進していくため、「子どもを安心して育てるためのサポート」や「すべての子どもが尊重されるまちづくり」などを基本方向にした施策を展開しています。

（3）高齢者

わが国では世界に類を見ない速さで高齢化が進んでおり、2005（平成17）年10月1日現在で、65歳以上の総人口に占める割合（高齢化率）は20.04%と、初めて20%を超えました。さらに高齢者人口は、2015（平成27）年には26.0%と4人に1人の割合と推計されています。

核家族化等により高齢者世帯の状況も多様化し、高齢者のひとり世帯や夫婦世帯等が増加しています。その中には介護の必要な高齢者も含まれ、高齢の配偶者や子どもが介護をする老老介護による問題、さらに高齢者に対する虐待や財産権を侵害するなどの問題が生じています。

2006（平成18）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の防止や養護者に対する

支援等の施策を通し、高齢者の権利利益の擁護をさらに図ることとしています。また、2005（平成17）年に改正された「介護保険法」では、その目的に「尊厳の保持」が明確に規定され、さらに従来の「痴呆」という用語について高齢者の尊厳に対する配慮に欠く表現であること等を踏まえ「認知症」に呼称が変更されたところです。

町の高齢化率は2006（平成18）年7月末で20.03%と初めて20%を超え、国よりも早く、2010（平成22）年度には25%を、2014（平成26）年度には30%を超えると推計されています。

2006（平成18）年3月に「第3期豊能町高齢者保健福祉計画及び介護保険計画」を策定し、その中に「高齢者の人権尊重」を明記し、高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応等や、高齢者のさまざまな課題に対する人権意識の高揚などの方向を示しています。また、2006（平成18）年4月に豊悠プラザ内に「地域包括支援センター」を設置し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続するために、高齢者虐待の相談、虐待の防止・早期発見、成年後見人制度の紹介など総合相談支援事業、権利擁護事業を実施しています。

（4）障害者

障害者が社会で生活する上において、物理的、制度的、心理的などさまざまな障壁、虐待や財産権の侵害、また、就労における差別などの問題が生じています。全国の障害者数は、障害者白書（平成18年度版）によると、身体障害者351.6万人、知的障害者45.9万人、精神障害者258.4万人となっています。

1993（平成5）年に成立した「障害者基本法」は、その中に国及び地方公共団体の責務として「障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の

福祉を増進する責務を有する。」と規定しています。さらに、2004（平成16）年の改正では、基本的理念に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」ことが盛り込まれています。

町では、「障害者基本法」により2000（平成12）年度に「豊能町障害者計画」を策定し、さらに国の「障害者自立支援法」により2006（平成18）年度に障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のため「障害者福祉計画」の策定、その基礎資料とするため差別的な体験の設問も含めた障害者へのアンケートの実施並びに「障害者計画」の改定を行い、障害者の「完全参加と平等」を目指すことを基本認識として施策の推進をしています。

今後も障害者の人権が尊重され、「完全参加と平等」の社会の実現を目指し、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

また昨今、「発達障害」等、ハンデキャップを持つ幼児・児童・生徒に対する理解・指導の重要性がクローズアップされていますが、子どもの成長過程において、保護者や地域にどのような理解・指導が得られるかは、子どもたちの成長に大きく影響を及ぼすものです。家庭の力、地域の力を高めつつ、障害をもった子どもたちに対する一層の理解を広めていく必要があります。

（5）同和問題

2001（平成13）年度をもって、国の同和対策事業特別措置法等による財政法上の特別措置による「同和対策事業」は終了しました。この事業により、地域の生活環境改善を中心に一定の成果がもたらされています。しかし、2000（平成12）年に大阪府と豊能町や府内関係市町で実施した「同和問題の解決に向けた実態調査」の結果から教育、就労などの課題が存在することが明らかになりました。また、本町で2005（平成17）年12月に実施しました「人権に関する町民意識調査」では、「あなた自身あるいはあな

たの親戚や友人で、同和地区の人との結婚に関してもめたり、反対にあったりしたことを聞いた経験」で「ある」と答えた人は、24.5%、また、「家の購入時等に同和地区（同じ地区あるいは同じ小学校区）を避けると思う」と回答した割合は46.8%となっています。これらの結果から、結婚差別の実態や土地差別の意識が現存する結果が表れています。さらに、最近では一部の行政書士が職務権限を乱用し戸籍謄本等を不正に請求・取得し、不当な身元調査が行われる事件や、電子版も含めた部落地名総鑑が回収される等の差別事象が後を絶たないなど、依然として同和問題が解決したとは言えない状況があります。

町においては、豊能町人権問題審議会から2006（平成18）年11月に「豊能町における今後の同和行政のあり方について」の答申をいただき策定した「豊能町同和行政基本方針」に基づいて、国、府、府内市町村や関係団体との連携などにより同和問題を人権問題の本質から捉えた施策を推進していきます。

（6）外国人

国の外国人登録者数は初めて200万人を越え（2005（平成17）年度末2,011,555人）前年に続き過去最高の記録を更新しています。この数字は、1980年代以降に来日し、定住化した、いわゆる「ニューカマー」（注₃）によるところが大きく、わが国の人口全体の1.57%を占めています。今後、少子高齢化が進展する中で労働者を中心とする外国人住民の更なる増加が見込まれます。このような国際化が進む一方で、言語、習慣、文化等の違いから就労時や入居時の差別の問題、さらに外国人労働者が賃金や労働時間などの面において不利な立場に置かれるなどの問題も発生しています。また、歴史的経緯により韓国・朝鮮人が多く日本で居住していますが、その在日韓国、朝鮮人に対する差別や偏見、法律等制度上の制約の問題なども存在します。

町においては、外国人登録者数は、102名(2007(平成19)年10月末現在)で、人口に占める割合は約0.42%となっています。

町の教育、保育においては、学校、幼稚園、保育所などが町内にある国際的NGO組織の(財)オイスカ関西研修センターと交流を図るなど、国際理解のための交流事業を実施しています。

今後は、町民が国籍や民族的、文化的背景から発生するさまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合うため、交流等の国際理解のための事業を推進していきます。

(注3)「ニューカマー」(Newcomer)

ニューカマーとは、1980年代以降に来日し、定住した外国人を指す。第二次世界大戦前後に、日本国民として徴用により来日するなど定住した在日韓国・朝鮮人と区別するための概念でもある。

(7) さまざまな人権課題

現在の日本では、これら以外にもさまざまな人権課題があります。

HIVやハンセン病等の感染症についての正しい知識や理解の不足からの偏見により、本人及びその家族などが差別を受けている事例が少なくありません。

犯罪被害者やその家族などは、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、その後のプライバシー侵害などさまざまな二次的被害を受けるなど、人権が侵害される場合があります。また、刑を終えて出所した人や、犯罪者の家族へのプライバシーの侵害、偏見等の問題もあります。

最近の経済的不況などの社会的問題や健康上の理由、家族問題などから、野宿生活を余儀なくされるに至った人々、性的マイノリティとされる人々(注4)、アイヌの人々などに対するさまざまな人権の課題があります。ま

た、情報化社会の発展による発信者の匿名性を利用したインターネットのホームページ等での差別落書きやプライバシーの侵害、北朝鮮による拉致問題等、新たな人権課題が発生し、あるいは社会的に認知されています。

これらのさまざまな人権課題について、国や府などの動向を把握し、町としても、正しく理解される情報の提供などにより偏見が解消され、人権が尊重されるよう取り組んでいきます。

(注4)「性的マイノリティとされる人々」

社会において、異性愛を自明のこととし同性愛者をマイノリティとする見方が支配的であり、また、性同一性障害者、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明瞭であること)の人々を含む総称として用いる。

推進計画

人権行政基本方針の具体化に向け、また、取り組むべき主要課題に対して2つの方向性（施策）により計画を推進します。

1. 人権意識の高揚を図る施策

本町では、町民の人権意識の高揚を図るための施策として、主体的に取り組まれ、行動に結びつく取り組みを「人権学習」（人権啓発も含むものとしします。）と位置付けました。一方、町立の保育所、幼稚園、小中学校（以下、「学校等」という。）において教育活動として実施されるものは「人権教育」とします。

前提となる観点は「一人ひとりが人権の意義や価値についての理解を深める」、「すべての人の人権を尊重する意識や態度、行動を身につける」ことの2点です。

（1）「人権学習の推進」

学習とは、主体的に個人が体験や見聞きなどによって経験を蓄積し、その経験によって自己改革や社会参加に結びつくものと言われています。学習と似た概念に教育がありますが、教育は、組織的、継続的な体系によって実施される学習活動とされています。

人権学習は地域、学校、家庭、職場などあらゆる場面や機会において推進する必要があります。推進に必要な情報を収集し、適切に提供することで必要な知識や技能を身に付けることができます。

さらに、人権学習を通して、実際に起る差別や人権侵害に対し、当事者自身に内在する抑圧を取り除き、自発的に状況を変えていく行動に結びつくもの「エンパワメント」へつなげる支援などを推進します。

このように人権学習によって、自らも含めたすべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけ、ひいては、差別のない住みよいまちの実現に結びつくこととなります。

「豊能町人権まちづくり協会」は、町内の自治会及び学校・幼稚園・保育所、商工会、社会福祉協議会などの各種団体が広範囲に加盟し、本町の人権啓発活動等を行う団体として「人権を考える集い」「研修会」等を実施しています。人権学習の推進にあたり、地域、学校、家庭、職場などあらゆる場面や機会においての実施が必要であることから、この協会への支援及び連携を強化します。また、町内の人権関係団体として、町や大阪府並びに人権関係団体等と連携し、豊能町におけるさまざまな人権施策に協力するとともに自主的に同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決のために啓発活動などに取り組んでいる「とよの人権地域協議会」に対しても支援及び連携の強化を図ります。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・人権施策の推進(講演会、セミナーの開催他) ・豊能町人権まちづくり協会等への支援・連携 ・町、町立学校等の人権に関する取り組みの紹介(町報) ・各種講習講座事業 	自治人権課 ふれあい文化センター

(2)「人権教育の推進」

学校、幼稚園、保育所での取り組み

人権及び人権問題を理解する教育

学校等における人権教育においては、さまざまな人権問題について、単に知識や理解を深めるだけでなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、自己表現力・コミュニケーション力等の習得を図り、豊かな人間関係づくりを深めていくことが重要です。さらに、幼児・児童・生徒一人ひとりに自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に、

義務の主体であるという認識を育成することを目指して人権教育を推進していくことが必要です。

人権が尊重された教育

学校教育においては、教科指導、進路指導等を含む広範な生徒指導が行われていますが、すべての教育活動は、幼児・児童・生徒の人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要です。そのためには、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持つことが必要です。

教科指導においては、学習者である児童・生徒の立場にたって、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎・基本の確実な定着を図るため創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開するなど、個性と創造性を生かす教育の充実を図ります。

学校等における集団生活は、家庭から社会生活への第一歩となるものであることから、集団生活を通して、自分の権利と義務を自覚させることや他者を尊重する態度を育成することが重要です。

指導においては、幼児・児童・生徒一人ひとりの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、幼児・児童・生徒全員に、対等な立場で他者との関係を作り、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要です。

進路指導においては、各学校の指導体制を整備し、児童・生徒一人ひとりの個性、能力、適性に応じたきめ細かな指導を推進するとともに、幅広い職業観を含めた将来展望を形成する多様な情報提供と指導を通じて、最終的な自己決定を支援することが重要です。

また、生徒の生活面における指導に当たっては、各学校の指導体制を整備するとともに、子どもの権利条約を踏まえ、校則を見直すなど児童・生徒の自覚と自立を促すことを基本として、その実態に応じて実施することが重要です。

近年、幼児・児童・生徒の中には、過度のストレスにさらされ、不登校など学校等に忌避感を示す子どもが少なからず存在します。これらの幼児・児童・生徒にとっては、学校等が自己から遠い存在となっている実態を深く受けとめ、それぞれの状況に即したきめ細かな対応に努めます。

また、体罰は、幼児・児童・生徒の人間としての尊厳を傷つけ教育効果を損ねるばかりでなく、学校等に対する保護者や地域の信頼を著しく損ねるものです。教職員は、いかなる場合にも体罰が許されるものではないことを再認識する必要があります。

差別事象やいじめ問題への対応では、学校等全体の課題と捉え、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とするとともに、差別言動等を行った幼児・児童・生徒についても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努めます。また、発達過程にある幼児・児童・生徒の行為であることを踏まえ、当事者同士の間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行います。また、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の幼児・児童・生徒の果たす役割が大きいことから、それを契機として、さらに幼児・児童・生徒の人権意識の高揚に努めることが重要です。差別やいじめを許さない仲間づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る必要があります。

教職員の幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の心を傷つけ、個人としての尊厳を著しく侵害し、その後の成長に避

けがたい影響を与える深刻な問題です。セクシュアル・ハラスメントに対しては厳しく対処するとともに、その発生を防止し、幼児・児童・生徒の学習環境を保障するため、教職員の問題意識の喚起と資質の向上を図ることが重要です。

これらの差別やいじめ、セクシュアル・ハラスメント等のさまざまな人権侵害に対して総合的な教育相談体制を充実していきます。

教職員研修

学校等における人権教育の推進においては、指導者である教職員自身が人権及び人権問題に対する深い理解と認識を持つことが重要です。また日常の教育諸活動において、人権が尊重された教育として行われることが必要であり、教職員のたゆまない自己研鑽が求められると同時に、幼児・児童・生徒と接する教職員の日頃の人権問題に対する研ぎ澄まされた姿勢が重要です。また、豊かな人権意識・人権感覚をもってあらゆる教育活動を展開できるとともに、幼児・児童・生徒への人権学習の指導が円滑に実施できるよう、教職員研修の充実を図ります。

推進システム

学校等の運営体制や研究システムなどの面から人権教育を効果的に推進するシステムの条件整備を図ることが必要です。

さまざまな教育課題への対応については、家庭・地域社会との連携を進め、開かれた学校づくりを推進することにより、学校等の活性化を図ることが必要です。

すべての学校等において、人権教育の推進について包括的に調整・点検する体制を整備するとともに、人権教育の企画調整や進行管理に当たる校務分掌組織を確立することが必要です。

また、毎年度、幼児・児童・生徒の状況や、各学校等のさまざまな課題に対応し学校教育計画の中に「人権教育推進計画」を策定することにより、計画的に人権教育を推進する必要があります。

学校等・家庭・地域社会の連携

幼児・児童・生徒の豊かな人権感覚を育み、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応する意識と力を育てるためには、学校等とともに家庭や地域社会の果たす役割が重要です。幼い頃から生命の尊さに対する感性を育んだり、最も基本的な規範としての「しつけ」を行うことなど、身近な人々とのかわりの中で基礎的な人間関係を形成していく資質は育てられるものであり、家庭の果たす役割は非常に大きいものがあります。また、幼児・児童・生徒がさまざまな人々と出会い、体験を重ねることは重要な成長基盤となることから、社会の教育力としての地域社会の果たす役割も重要です。

このため、学校等と家庭、地域社会が連携・協働し、それぞれの活動が幼児・児童・生徒を中心として活性化することより、地域社会における総合的な教育力の向上を目指すことが重要であり、学校教育と社会教育が連携して施策を推進することが必要です。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
・各学校等の人権教育推進計画の作成 ・教職員への人権研修の実施 ・町教育相談の充実 ・進路選択支援事業の実施 ・町人権教育研究会、町在日外国人教育研究協議会(学校・幼稚園・保育所の教職員で組織)への支援	指導課

町職員等への取り組み

行政は町民の人権を守る責務を負い、町職員全員に対しては、人権尊重の視点に立った職務の遂行が求められています。

本町の職員に対する人権研修は、新規採用時に実施するとともに、毎年全職員を対象に行い、さらに、大阪府などが実施する各種の人権研修にも積極的に参加しています。また、住民を対象に町や、町人権まちづくり協会などが実施する人権に関する講演会等についても人権研修と位置付け、参加の働きかけを行っています。

今後も、人権尊重の精神を実践できる人権感覚を身に付け、より人権感覚の向上が図れるよう、あらゆる人権問題に対して、全職員が指導者としての認識を新たにして取り組めるよう体系的、実践的な人権教育研修計画を作成し、実施します。

また、町内施設の指定管理等を請け負う事業所などに対しても、町及び町人権まちづくり協会などが実施する講演会等に参加を呼びかけるなど、これらの事業所においても、人権尊重の視点に立った職務の遂行がなされるよう努めます。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
・職員への研修	総務課
・職場内人権リーダー(仮)の養成、配置	自治人権課

(3) 「交流等の環境整備」

「人権に関する町民意識調査」のクロス集計の結果から、当事者とのかわりの有無で、人権に対する意識に差が表れています。(表6)

表6 「同和地区に住む人との付き合いの有無」と「同和地区に対する忌避意識」

	同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う	同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けたいと思う	いずれにあってもこだわらない
ある(124名)	16.9%	27.4%	32.3%
ない(334名)	27.2%	22.7%	17.9%

表中「無回答」は除いています。

表6からわかることは、「同和地区に住む人との付き合い」の「ある」「ない」で「同和地区に対する忌避意識」に差が出ています。「同和地区に住む人との付き合い」が「ある」人のうち32.3%の人が「同和地区に対する住宅を選ぶ際の忌避意識」で「住宅はいずれにあってもこだわらない」としており、逆に「付き合い」が「ない」人では17.9%と、「ある」人の約半分の結果が出ています。

人権学習や人権教育などから、さまざまな人権の課題を知り、理解することからさらに進んで、当事者にかかわることにより、一人ひとりの違いを個性や多様性として認め合い、偏見をなくし理解するという意識が生まれます。そのため、立場の違う人たちとの交流、あるいは、人権に関連するさまざまな分野で活動する団体相互の交流やネットワークなどが可能になる環境の整備を図ります。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
・ 各種講習講座事業、地域交流促進団体への支援	ふれあい文化センター
・ 民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会等への支援、連携	子育て健康福祉課 高齢障害福祉課
・ 地域子育て支援センター運営事業	子育て健康福祉課

(4) 「人権リーダーの育成」

「人権に関する町民意識調査」のクロス集計の結果から、身近に人権の活動に熱心な人の存在の有無で、人権に対する意識に差がある傾向が出ています。(表7)

表7 「人権擁護に熱心に取り組んでいる身近な人の有無」と「同和地区に対する忌避意識」

	同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う	同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う	いずれにあってもこだわらない
いる(81名)	17.3%	18.5%	40.7%
いない(337名)	18.8%	24.4%	25.2%

表中「無回答」は除いています。

表7からわかることは、「人権擁護に熱心に取り組んでいる身近な人」の「ある」「ない」で「同和地区に対する忌避意識」に差が表れています。「人権擁護に熱心に取り組んでいる身近な人」が「いる」人のうち40.7%の人が「同和地区に対する住宅を選ぶ際の忌避意識」で「住宅はいずれにあってもこだわらない」としており、逆に「取り組んでいる人」が「いない」人では25.2%と、「ある」人の約6割という結果が出ています。

人権行政の理念に向けた取り組みとして、「豊能町人権まちづくり協会」や「とよの人権地域協議会」などの町の人権関係団体ともより一層の連携を構築し、身近な地域の人権問題に関わるリーダーの育成を推進します。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・人権施策の推進（人権リーダー（仮）の育成） ・豊能町人権まちづくり協会、とよの人権地域協議会等への支援、連携 	自治人権課

2. 人権擁護に資する施策

人権の侵害を受け、また、受ける恐れのある人々が、解決のための方策を身近に相談できる場、また迅速に適切な保護や救済を受けることができる仕組みが必要です。

さらには、本人が主体的な判断に基づいて課題の解決ができる支援がなされ、人権侵害そのものを予防するための取り組みを図る必要があります。

(1) 「人権にかかわる相談窓口等の整備、充実」

複雑化する人権課題に対応し、解決するためには、人権にかかわる相談窓口等の整備、充実が不可欠です。

人権侵害を受け、または受けるおそれのある町民が、自らの主体的な判断により課題を解決することができるように、事案に応じた適切な助言や情報

提供などにより支援するとともに、行政ニーズの的確な把握による人権施策の適切かつ効果的な推進に資することが必要です。

町では、大阪府人権相談員による人権相談事業(人権ケースワーク事業)及び、法務局の委嘱による人権擁護委員の人権相談を実施しています。人権擁護委員による人権相談は、人権侵害を受けた人の被害の申告によって、人権擁護委員が調査し、事実の認定によって相手との調整や相手に対して勧告、さらに告発などの救済措置を行っています。

これら人権に関する相談以外にも、総合生活相談などを実施しています。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・行政相談 ・法律相談 	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談（人権擁護委員による） ・人権相談事業（人権ケースワーク事業）（大阪府人権相談員による） ・総合生活相談 	自治人権課
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談（障害者生活支援事業） ・介護相談員派遣事業 ・高齢者にかかる総合相談支援事業、権利擁護事業 	ふれあい文化センター 高齢障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター運営事業 	地域包括支援センター 地域子育て支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談 ・地域就労支援事業（労働相談、地域障害者雇用相談他） 	農林商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（進路選択支援事業） 	指導課

（２）「人権救済・保護、人権侵害の予防等のネットワークの確立、充実」

社会がより複雑化、多様化する中、人権に関する相談は範囲が広く、また複雑に入り組んだ問題も多いため、町で実施している人権相談事業(人権ケースワーク事業)は福祉、保健、労働等の関係機関とネットワークを図り、もっとも適切な支援方策として、例えば専門機関の紹介や助言など、人権を救済、保護し、人権侵害の予防につながるシステムを構築しています。

今後、このネットワークを一層、効果的に活用するとともに、現在、社会問題にもなっているDVや幼児虐待など被害の発生防止や軽減、さらに新たな人権課題に対し、国、府、府内市町村及び各関係団体等と連携を強化し、協力体制の構築を図ります。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
・相談に関する連絡協議会他	ふれあい文化センター
・人権相談機関ネットワーク(大阪府)への参画	自治人権課、農林商工課他
・要保護児童対策地域協議会	子育て健康福祉課

3. 推進にあたって

(1) 市内の推進体制

さまざまな人権の課題に対応するため、各所管での取り組みのほか、あらゆる行政分野の連携によって、総合的で実効性のある施策の遂行のため、全庁横断的な対応が可能な組織による取り組みが必要です。このため、既存の推進体制の見直しを行い、更に活性化を図ります。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
・戸籍謄本不正入手、身元調査にかかる対策会議の設置 ・豊能町人権行政推進本部(仮)の設置	自治人権課

(2) 職員の人権意識の向上

行政が行うすべての施策は、町民の生命・財産・安全を守り、住みよく・やさしいまちづくりと暮らしの向上を目指すものです。言い換えれば行政は、基本的人権がより保障された社会の実現を目指しているともいえます。したがって、あらゆる行政分野において、すべての職員が人権課題に対し正しい理解と認識を持ち、人権を尊重する視点に立った施策を推進することが必要

であるため、今後とも体系的な人権研修を行い、さらに各職場に人権リーダーを配置するなど、職員の人権意識の向上を図ります。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
・職員研修事業	総務課
・職場内人権リーダー（仮）の養成・配置	自治人権課

（３）町民・関係団体等との協働関係の構築

町民一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、人権課題を解決するためには、行政の施策はもとより、町民・関係団体の理解と協力が必要です。町内各自治会及び関係団体で組織する「豊能町人権まちづくり協会」は、町民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、あらゆる人権が尊重される住みよい町づくりの実現に寄与することを目的としている団体です。より効果的な人権施策の推進のためには、町は住民が参画しているこれらの団体との連携を一層深め、今後更に、協働関係の構築のため、団体の組織や機能が充実するようその支援に努めます。

国をはじめ府、府内市町村並びに府域における人権関係団体等においても人権に関するさまざまな施策が実施されており、これらの関係行政機関等が実施している人権施策とも連携を図りながら町の施策を推進していきます。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
・人権施策の推進（国、大阪府、市町村との連携、大阪府人権協会、豊能町人権まちづくり協会、とよの人権地域協議会等への支援・連携） ・NPO、ボランティア出前講座	自治人権課
・民生委員児童委員協議会、豊能町社会福祉協議会への支援・連携、要保護児童対策地域協議会の運営	子育て健康福祉課 高齢障害福祉課

(4) 計画の進行管理

本推進計画に記されている施策等の達成状況などを「豊能町人権問題審議会」において把握、点検するとともに、課題を整理し、より効果的な施策を行うための評価が実施できる体制の構築を図ります。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
・人権行政推進計画の施策等の進行管理、豊能町人権問題審議会の運営	自治人権課

豊能町人権行政推進計画

編集・発行 2007（平成19）年12月

豊能町 総務部 自治人権課

〒563 - 0292

大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

電話072 - 739 - 0001（代表）

資 料

豊能町人権尊重のまちづくり条例

平成9年12月25日
条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等である」ことを定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定める世界人権宣言を基本理念として、部落差別や女性、障害者、在日外国人、高齢者、子どもなど、あらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 町は、人権擁護の諸施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権関係団体等との協力及び指導者の育成強化など、啓発事業の取り組みと組織の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(意識調査等の実施)

第6条 町は、前2条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国及び大阪府並びに人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 町は、第6条の調査その他人権擁護に関する重要事項を調査審議する機関として、豊能町人権問題審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の運営に関する事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

豊能町人権行政基本方針

2006（平成18）年3月

豊 能 町

はじめに

人権は、人間が生まれながらにして持つ当然の権利です。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。しかし、今なお、同和問題や女性、障害者、外国人、高齢者、子どもなどへの人権課題が存在し、さらに、社会情勢の進展により新たな人権侵害が発生しています。

本町では、1997（平成9）年にすべての町民の人権が尊重され、差別のないまちづくりの実現に向け「豊能町人権尊重のまちづくり条例」を制定いたしました。この条例に基づく、「豊能町における今後の人権行政のあり方について」の答申を、2006（平成18）年1月に豊能町人権問題審議会よりいただきました。

この度、本町では、この答申に基づき、豊能町人権基本方針を策定いたしました。今後とも、この基本方針の理念である「すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」に向け、更なる人権課題の解決のための取り組みを推進してまいります。

2006（平成18）年3月

豊能町長 日下 纓子

目 次

背 景

(1) 国際的な動向	・・・	1
(2) 国内の動向	・・・	2
(3) 豊能町の取り組み	・・・	3

基本的な考え方

(1) 理 念	・・・	5
(2) 方向性	・・・	6
人権意識の高揚を図る施策	・・・	6
視点・施策		
人権擁護に資する施策	・・・	8
視点・施策		

取り組むべき主要課題

(1) 女性	・・・	1 0
(2) 子ども	・・・	1 1
(3) 高齢者	・・・	1 2
(4) 障害者	・・・	1 2
(5) 同和問題	・・・	1 3
(6) 外国人	・・・	1 4
(7) さまざまな人権課題	・・・	1 5

推進にあたって

(1) 庁内の推進体制	・・・	1 6
(2) 職員の人権意識の向上	・・・	1 6
(3) 町民・関係団体等との協働関係の構築	・・・	1 6

背 景

(1) 国際的な動向

世界各地で数千万の人々が犠牲になった第2次世界大戦の反省から、国連では、1948(昭和23)年12月10日、第3回総会において「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、人権及び自由を確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたものです。その第1条に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定されています。

その後、国連は、世界人権宣言の理念を踏まえ、より具体化し、各国に実施を義務づけるため、「国際人権規約」(「社会権規約」「自由権規約」1966(41)年)をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際規約」(「人種差別撤廃条約」1965(40)年)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(「女性差別撤廃条約」1979(54)年)「児童の権利に関する条約」(「子どもの権利条約」1989(49)年)などを採択しました。また、「国際人権年」(1968(43)年)「国際婦人年」(1975(50)年)「国際児童年」(1979(54)年)「国際障害者年」(1981(56)年)「国際識字年」(1990(51)年)「世界の先住民の国際年」(1993(58)年)「国際高齢者年」(1999(64)年)などの国際年を定めています。これらを受けて各国では、重要な人権課題についての政策に盛り込む等の取り組みが図られています。

さらに、1994(平成6)年の国連総会では、「人権教育のための国連10年」が決議され、1995(平成7)年から2004(平成16)年までをその期間と定め、各国、各自治体で「行動計画」が策定されることとなりました。これは、1993(平成5)年の「世界人権会議」で、全ての人権が普遍的であり、

人権及び基本的自由の尊重を強化するための教育を行うことは各国の義務であることを確認し、人権に関する教育等の重要性が強調されたことによるものです。その後、この取り組みの強化、継続として2005(平成17)年1月からは「人権教育のための世界プログラム」が開始されています。また、同じ時期に「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」もスタートしています。

「人権の世紀」とも言われている21世紀を迎えて、人権の尊重は、大きな国際的潮流となっています。しかし、国連、各国の取り組みにもかかわらず、今もなお、世界各地では民族紛争、貧困、難民、人種差別などの人権侵害が多発しています。

(2) 国内の動向

国では、1947(昭和22)年に「主権在民」「基本的人権の尊重」「平和主義」を三原則とする日本国憲法が施行されました。国連には、1956(昭和31)年に加入し、「国際人権規約」「社会権規約」「自由権規約」をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際規約」「人種差別撤廃条約」や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」「女性差別撤廃条約」などを批准し、1997(平成9)年に「人権教育のための国連10年」の決議を受けた「国内行動計画」を策定するなど人権に関する諸施策の推進が図られてきました。

一方、法律的な面では、1996(平成8)年に制定された「人権擁護施策推進法」の中で、「人権教育及び啓発に関する施策」と「人権侵害被害者の救済に関する施策」の2点の推進を国の責務と決めました。同法に基づき、これらの施策を具体的に検討するための審議会「人権擁護推進審議会」が設置され、199

9（平成11）年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」が答申されました。その趣旨を踏まえ、2000（平成12）年に、国や地方公共団体などの人権教育及び啓発に関する「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づき、2002（平成14）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画」を策定しています。

人権擁護推進審議会はその他に、2001（平成13）年に「人権救済制度のあり方について」を答申し、その中で、中立、公正さが制度的に担保された組織として、政府から独立性を有する人権委員会の設置などを指摘しており、人権侵害救済法など新たな法的整備が課題となっています。

大阪府においては、1997（平成9）年に国に先駆けて「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」を策定するとともに、2001（平成13）年には、中間年としてその見直しを行い「後期行動計画」を策定するなど、人権教育の推進に努めています。また、1998（平成10）年には「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定するとともに、その条例に基づき「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、人権尊重の基本理念を基礎に据えた様々な施策を展開しています。

（3）豊能町の取り組み

豊能町においては、1997（平成9）年12月に「豊能町人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、部落差別や女性、障害者、在日外国人、高齢者、子どもなど、あらゆる

る差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的な人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とし、町の責務、町民の責務を規定しています。

1998(平成10)年3月には「人権教育のための国連10年豊能町行動計画」を策定しました。本計画は、1997(平成9)年6月に庁内において、「人権教育のための国連10年推進本部」の中の推進委員会部会ごとに具体的な問題について調査、研究を行った結果等を踏まえ策定したものです。

現在の町の組織として、2004(平成16)年7月の機構改革により、人権担当部局をそれまでの町長公室人権推進課から、効果的な人権施策の推進のため、町民等と関わる自治推進業務等と併せて行う総務部自治人権課に改組し、差別のない明るく住みよいまちの実現に向け、諸施策を展開しています。

しかしながら、2000(平成12)年に実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」によると、地区定住意向で、「できれば区域外に引っ越したい」と回答した人で、38.1%(16人)の人の理由が「差別を受けるかもしれないから」としています。また、2004(平成16)年1月に実施した「男女共同参画社会に関するアンケート」では、「家事・育児は女性がすべきである」など「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分業の意識が男性に強い傾向が見られます。

これらの結果は、差別や偏見の意識等、人権問題は今なお存在しており、まだ人権への認識が十分とはいえない状況を表しています。

今後も、条例等の理念を基に、人権尊重の姿勢を明らかにし、効果的な人権課題の解決の取り組みや人権施策の推進を図ります。

基本的な考え方

(1) 理 念

日本国憲法は、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とし「基本的人権の享有と性質」を、第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とし、「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」をうたっています。また、第14条第1項で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」として「法の下での平等」を定めています。

また、世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについては平等である。」としています。

人権とは、人が生まれながらにして当然持っている権利のことを指し、また、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。

すべての人は人間として同じ人権を有しており、個性や価値観等の違いを認め合うことが必要です。当然、自分の権利だけでなく、他人の権利についても理解すること、また、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を互いに尊重し合うことが大切です。

この人権の概念を基にし、豊能町人権尊重のまちづくり条例の目的である「すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」をこの基本方針の理念とします。

(2) 方向性

この基本方針の理念である「すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」に向け、豊能町人権尊重のまちづくり条例に示されている次の2つの方向で施策を推進していきます。

人権意識の高揚を図る施策

視 点

「自分とは違うから」とか、偏見や誤った認識から差別は生まれます。その差別事由としては、国籍や出生地、年齢、性別、生き方、考えや体の特徴などがあります。

地球には約65億人の人々が住んでおり、生まれながらにしてそれぞれの個性を持っています。当然、だれ一人として同じ人はいないのです。

一人ひとりの違いを個性や多様性として認め合い、偏見や誤った認識を持つのではなく、正しい知識として理解し、互いを尊重する人権の意識が大切です。

この意識は、私たちが社会生活を送るうえで、身につけておくべき基本的な社会ルールとして理解する必要があります。

人権意識の高揚を図るためには、一人ひとりの心のあり方に関わるため、自主的、自発的な取り組みとして促すことが基本となります。

施 策

・人権学習の推進

町民の自主性を尊重しながら、一人ひとりが人権の意義や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する意識や態度、行動を身につけるために、地域、学校、家庭、職場における人権学習の推進が大切になります。それには、必

要に応じた知識や技能を身に付けることが大切です。そのためには、教材、手法、リーダー、活動事例といった情報を収集し、適切な提供に努めます。

一方で、すべての人が個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる社会の構築を目指し、人権侵害を受け、あるいは受ける可能性のある人が持つ社会などに対する抑圧、いわゆる心のバリア（壁、障壁）から解放し、当事者に内在する抑圧を取り除いて行く、エンパワメント^{（注1）}の支援などを推進します。このように権利保障の視点に立って、当事者自身が実際に起る差別や人権侵害に対し、自発的に状況を変えていく行動に結びつく教育の推進を図っていきます。

（注1）「エンパワメント」(Empowerment)

差別など社会的抑圧等により弱者の立場に立たされてきた個々人が、その内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻すこと。

・交流等の環境整備

さまざまな人権の課題を知り、理解するということからさらに進んで、当事者にかかわることにより、偏見をなくし理解するという意識を持つため、立場の違う人たちとの交流、あるいは、人権に関連するさまざまな分野で活動する団体相互の交流やネットワークなどが可能になる環境の整備に努めます。

・人権リーダーの育成

豊能町人権まちづくり協会などの町の人権関係団体ともより一層の連携を構築し、身近な地域の人権問題に関わるリーダーの育成も検討していきます。

人権擁護に資する施策

視 点

21世紀を迎えた現在でも世界各国、国内で、また身近なところで、人権侵害は起きています。すべての人が互いを理解し、偏見や誤った認識のない、基本的人権が尊重され、差別のないまちとなることは、大変困難な状態であると言えます。

現に、人権の侵害を受け、また、受ける恐れのある人々が、解決のための方策を身近に相談できる場、また迅速に適切な保護や救済を受けられることができる仕組みが必要です。

さらには、本人が主体的な判断に基づいて課題の解決ができる支援がなされ、人権侵害そのものを予防するための取り組みを図る必要があります。

施 策

・人権にかかわる相談窓口等の整備、充実

町では人権擁護委員の人権相談を行っているほか、大阪府の補助事業として実施している人権相談事業については、現在、町立ふれあい文化センターで実施しています。複雑化する人権課題解決のためには、この人権相談事業を町内の他の施設等でも行うことにより、身近で、迅速に相談できるよう幅広い窓口の整備を行い、さらには相談員の資質の向上に努めます。

・人権救済・保護、人権侵害の予防等のネットワークの確立、充実

相談窓口から個別の施策や人権救済の機関へつなぐことは、人権救済・保護の視点においては大切です。町で実施している人権相談事業は福祉、保健、労働等の関係機関とネットワークを図り、もっとも適切な支援方策として、効果的な相

談事業を推進しています。

今後、このネットワークを一層、効果的に活用するとともに、新たな人権課題に対し、人権救済・保護や人権侵害の予防等に向け、さらなる各関係機関とのネットワーク等の構築を図り、また、人権関係団体が実施する人権侵害にかかる支援や救済、予防のための活動についても、町として積極的な育成、支援を行い、連携を図っていきます。

取り組むべき主要課題

(1) 女性

国において「男女雇用機会均等法」や、「男女共同参画基本法」の基でも、女性の社会進出や、責任ある地位を男性と分け合うことが大変難しい現状です。働く女性の半数以上が、パート、派遣、アルバイトなど、低賃金で、働く期間が限定された不安定な身分におかれるようになりました。

また、ドメスティック・バイオレンス^(注2)やセクシュアル・ハラスメント^(注3)など女性に対するこれらの行為は、犯罪となるものをも含む重大な人権侵害ですが、十分排除できない状態です。2005(平成17)年12月には、国の「男女共同参画計画」が改訂され、更なる取り組みが図られます。

町では、2004(平成16)年1月に男女共同参画社会に向けた住民意識調査を実施し、その報告書(同年3月)を発行しました。その結果、男性は「男女平等」と思っているが、女性は「男性が優遇されている」と思う傾向があるように、男女の意識の差が明らかになりました。そして、この意識調査の結果も参考にして1998(平成10)年3月に策定しました「とよの女性プラン」の見直しを行い、新たに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を加えた「豊能町男女共同参画プラン」を2005(平成17)年3月に策定しました。今後は、同プランなどを基に男女共同参画社会の実現のため、課題解決に向けた事業を推進していきます。

(注2)「ドメスティック・バイオレンス」(Domestic Violence)

夫やパートナー等、親密な関係にある者からの暴力をいう。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的暴力なども含まれる。

(注3)「セクシュアル・ハラスメント」(Sexual Harassment)

性別役割分担や女性を対等なパートナーとしてみない、男性の意識などを背景にして行われる性的いやがらせのこと。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。

(2) 子ども

次世代を担う子どもは、社会の宝であり、大人が成長を支えなければなりません。しかし、我が国において、子どもを取り巻く社会状況はますます厳しいものになっています。犯罪による被害を受ける子どもの数の増加、児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、児童買春、一方で、子どもが加害者となってしまうケースなどさまざまな要因が引き金となっており、子どもの人権をめぐる深刻な問題が生じています。また、急速な少子化が進展している状況にあり、国の予想より2年早く、2005(平成17)年中に人口の自然減がはじまりました。子どもを産み育てていくための環境の整備と子育て支援策がますます重要になってきました。

町においても少子化傾向にあります。本町の出生率(人口千対)は1999(平成11)年から2003(平成15)年の平均を大阪府全体と比較しますと、豊能町4.5、大阪府9.9で約半分程度の低い傾向です。

この現状を踏まえ、町では、子どもが元気に育ち、安心して子育てができるまちづくりを目指して、「とよの すくすく子どもプラン - 豊能町次世代育成支援行動計画 - 」を2005(平成17)年3月に策定しました。この計画では、「子どもが輝くまち とよの」を基本理念に、子どもと子育て家庭への支援を地域全体で推進していくための施策を展開しています。また、安全への取り組みでは、

毎月第3水曜日を「子ども見守りデー」として、町の関係部局及び各種団体が一体となり、小学生の下校時に見守りをしています。

これからも、安心して子育てができるまち、また、子どもが元気に安心して暮らせるまちを目指した事業を実施していきます。

(3) 高齢者

日本は急速な高齢化が進んでおり、21世紀半ばには、65歳以上の高齢者は、3人に1人の割合とされています。高齢者世帯の状況は多様化し、核家族化等によるひとり世帯、夫婦世帯等の増加、その中には、介護の必要な高齢者も含まれます。高齢者に対する虐待や財産権を侵害するなどの問題が生じています。

町の65歳以上の人口は2006(平成18)年2月末現在で、4,873人で、総人口の19.43%を占めており、増加の傾向にあります。計画等については、1999(平成11)年度に介護保険法の施行を見据えた「豊能町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(第1期)を策定し、その後、2003(平成15)年度に同計画(第2期)の見直しを実施しています。この計画を基に、介護予防、各種保健サービス、生きがい対策、福祉のまちづくりなどを実施してきました。今後は、高齢者の権利侵害に対する救済の方策など新たな課題が急務となっており、第3期の計画の見直しを実施し、高齢者に対する施策の総合的な推進を図ります。

(4) 障害者

国において、障害者に対する偏見や認識不足のため、差別事象は依然として多く発生しています。社会で生活する上においても、物理的、制度的、心理的など様々な障壁、虐待や財産権を侵害、また、就労における差別などの問題が生じています。

町では、2000（平成12）年度に「豊能町障害者計画」を策定しました。この計画は、1999（平成11）年2月に実施した「障害者実態調査」や役場庁内や障害者関係団体へのヒアリング調査から障害者や介護者の生活実態と福祉施策に対するニーズを把握し、結果を踏まえたものになっています。内容は、「ノーマライゼーション」^{（注4）}と「リハビリテーション」^{（注5）}の理念のもと、障害者へのやさしいまちづくりは、引いては、すべての町民が住みやすいまちにつながることへの認識を持ち、人間としての尊厳を全うし、障害者の「完全参加と平等」を目指すことを基本認識として施策の推進を図ることとしているものです。

今後も国や府の動向、障害者や介護者のニーズを把握しつつ、地域における障害者の「完全参加と平等」の社会の実現を目指し、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

（注4）「ノーマライゼーション」(Normalization)

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。

（注5）「リハビリテーション」(Rehabilitation)

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者の全ての発達段階（ライフステージ）において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指す障害者施策の理念。

（5）同和問題

国の同和对策事業特別措置法等による同和行政により、地域の生活環境改善を

中心に一定の成果が図られました。しかし今もなお、福祉、教育、就労などソフト面の課題が存在しているとともに同和地区に対する偏見や差別意識があるなど、依然として同和問題が解決したとは言えない状況があります。

町においては、国の同和対策審議会答申、大阪府の同和対策審議会答申の精神を基本とし、国の特別措置法等に基づき積極的な同和対策事業を実施してきました。しかしながら、2000（平成12）年に実施した「同和問題の解決に向けた実態調査」の結果では、「できれば地区外に引越したい」と回答した16.1%（42名）のうち、「この地区に住んでいると差別を受けるかもしれないから」と回答した人が38.1%（16名）に上っており、差別の解消は十分進んでいるとはいえない状況にあります。

国の特別措置法が失効した2002（平成14）年3月に豊能町人権問題審議会から「豊能町における今後の同和問題の解決に向けた施策のあり方について」の答申を得て、本町における同和行政の取り組みの指針として、一般施策を活用した事業を推進しています。

今後とも、部落差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければなりません。新たな人権行政を構築しながら、その一環としての同和行政を推進していくためには、部落差別の現実をしっかりととらえ、被差別当事者等とも連携した取り組みを図っていきます。

（6）外国人

国際化が進む中で、最近渡日してきた外国人などが、言語、習慣、文化等の違いから就労時や入居時の差別の問題などがあります。また、歴史的経緯により韓国・朝鮮人が多く日本で居住していますが、法律等制度上の制約等の問題も存在します。

町においては、外国人登録者数は、102名（2006（平成18）年2月末現在）で、人口に占める割合は約0.4%となっています。

町の教育等の面においては、学校などが町内にある国際的 N G O 組織の（財）オイスカ関西研修センターと交流を図るなど、国際理解のための交流事業を実施しています。

今後は、町民が国籍や民族的、文化的背景から発生するさまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合うため、交流等の国際理解のための事業を推進していきます。

（ 7 ）さまざまな人権課題

現在の日本では、これら以外にもさまざまな人権課題があります。

H I V やハンセン病等の感染症についての正しい知識や理解の不足からの偏見により、本人及びその家族などが差別を受けている事例が少なくありません。

犯罪被害者やその家族などは、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、その後のプライバシー侵害などさまざまな二次的被害を受けるなど、人権が侵害される場合があります。また、刑を終えて出所した人や、犯罪者の家族へのプライバシーの侵害、偏見等の問題もあります。

最近の経済的不況や家族問題などから、野宿生活を余儀なくされるに至った人々、性的マイノリティとされる人々（注6）、アイヌの人々などに対するさまざまな人権の課題があります。また、情報化社会の発展による発信者の匿名性を利用したインターネットのホームページ等での差別落書きやプライバシーの侵害等、新たな人権課題が発生しています。

今後、町としても、国や府などの動向を把握をしながら、これらの人権課題の解決に向けた対応に努めます。

（注6）「性的マイノリティとされる人々」

社会において、異性愛を自明のこととし同性愛者をマイノリティとする見方が支配的であり、また、性同一性障害者、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）の人々を含む総称として用いる。

推進にあたって

(1) 庁内の推進体制

これまで見てきました人権の個別的な課題の解決のための施策を、豊能町ではそれぞれの課題ごとに行ってきました。しかし、人権課題はより多様化、複雑化する傾向にあり、個別的な取り組みのみでは困難なケースもあります。本人権行政基本方針の理念である「すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」に向け、より多様化、複雑化する人権課題の解決のため、あらゆる行政分野の連携によって、総合的で実効性のある施策が実施されなければなりません。このため、既存の推進体制の見直しを行い、更に全庁的な組織の活性化を図ります。

(2) 職員の人権意識の向上

行政が行うすべての施策は、町民の生命・財産・安全を守り、住みよく・やさしいまちづくりと暮らしの向上を目指すものです。これは、基本的人権がより保障された社会の実現を目指しているともいえます。したがって、あらゆる行政分野において、すべての職員が人権課題に対し正しい理解と認識を持ち、人権を尊重する視点に立った施策を推進することが必要であるため、今後とも体系的な人権研修を行うなど、職員の人権意識の向上を図ります。

(3) 町民・関係団体等との協働関係の構築

町民一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、人権課題を解決するためには、行政の施策はもとより、町民・関係団体の理解と協力が必要です。町内各自治会及び関係団体で組織する豊能町人権まちづくり協会は、町民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、あらゆる人権が尊重される住みよい町づくりの実

現に寄与することを目的としている団体です。より効果的な人権施策の推進のためには、町がこのような住民が参画している団体との連携を一層深め、今後更に、協働関係の構築のため、団体の組織や機能が充実するよう町としてもその支援をに努めます。

また、国をはじめ府、府内市町村においても人権に関する様々な施策が実施されており、これらの関係行政機関が実施している人権施策とも連携を図りながら町の施策を推進していきます。